

【別紙】

留意事項

- イ 個人番号カード(写)等貼付台紙(第3号様式)により個人番号を提出した場合、県が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科(修業年限が2年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合、あるいは24月以上在学したことがある場合には、徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ニ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ホ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる専攻科の生徒であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の専攻科の生徒を除く。)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

記入上の注意

【対象となる専攻科の生徒について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間等についても記入してください。
- ロ 「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校及び中等教育学校(後期課程)の学科のうち、次のいずれかの要件を満たすものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
 - ① 大学への編入基準を満たす課程を有するもの
 - ② 国家資格者養成課程を有するもの
- ハ 「学校の種類」の欄には、「①高等学校」、「②中等教育学校(後期課程)」の別をレ点により記入してください。

【振込口座について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 申請者名義の金融機関口座を記入の上、振込口座が確認できる通帳の写しを添付してください。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める者をいいます。
 - (1) 生徒に父母がいる場合
当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。ひとり親等の場合は父又は母のみ。)
 - (2) 生徒に父母がいない場合又は生徒が次の①～④に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は当該者とします。
 - ① 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - ② 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - ③ 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - ④ ②又は③に掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者
- ロ 次の地方税の課税状況が分かる書類(個人番号又は課税証明書・非課税証明書等)を提出する者の氏名・生年月日等を記入してください。
 - ① 父母 2名分
 - ② 父母 1名分
 - ・離婚、死別等により父母が1名の場合
 - ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父又は母の地方税の課税状況が分かる書類を提出できない場合 等
 - ③ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分
 - ・父母が存在しない場合 等
 - ④ 生徒本人
 - ・父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合
- ハ ロ②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。ロ②の「家庭の事情によりやむを得ず、父又は母の地方税の課税状況が分かる書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。
一方、家庭の事情によりやむを得ず父母全員の地方税の課税状況が分かる書類を提出できない場合は、ロ③又は④のいずれかに該当することとなります。

- 二 ロ③に該当するときは、主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の地方税の課税状況が分かる書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者であるかどうか確認するため、扶養誓約書（第4号様式）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。